

# 農業委員会だより

第66号

編集・発行 酒々井町農業委員会

TEL 043 (496) 1171(代)

内線 351

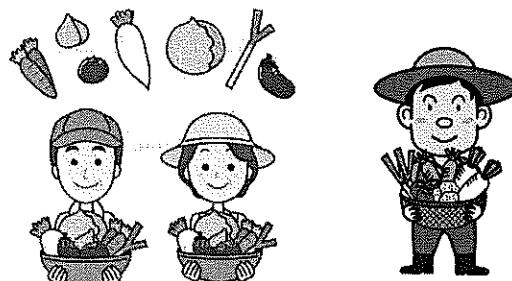
## 農地の売買・転用等には許可が必要です

農地の「売買」、「転用」、「貸借」などの権利移動には農業委員会の許可が必要です。口約束のみでの農地の貸し借りは農地法上無効であり、トラブルの元になりますので、適正な手続きをお願いします。

＜手続きについて＞

申請の受付は、毎月 21 日～25 日（平日のみ）

申請書類は、農業委員会事務局にあります



＜申請の種類について＞

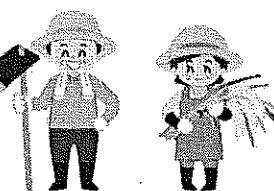
農地法 3・4・5 条に関する詳細は以下の通りです。

### ◇農地法第3条

農地を売買したり、貸し借りするときに必要な申請です。あくまで農地として使うことが前提であり、投資目的等による売買は認められません。

令和5年4月1日より、許可申請において下限面積（50a）が撤廃され、面積要件がなくなりますが、許可を受けるにあたっては

- ・農地全てを効率的に利用して耕作を行うこと
- ・耕作に必要な農作業に常時従事すること
- ・農地の集団化・農業上の効率的な利用等に支障を生じないこと
- ・原則として農作業に年150日以上従事すること
- ・農地利用誓約書を提出すること（新規就農の場合等）



等の要件を満たす必要があります。

### ◇農地法第4・5条

農地を転用する場合に必要な申請です。転用とは、農地を住宅や駐車場、資材置場、倉庫など農地以外のものにすることをいいます。

○第4条 申請農地の所有者自らが転用する場合

○第5条 売買や貸借を伴う転用を行う場合

## ◆◆◆遊休農地利用意向調査◆◆◆

### ◇利用意向調査の実施

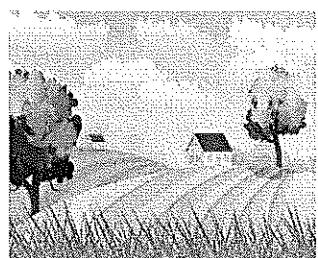
- ・令和4年7月～9月に実施した利用状況調査に基づき遊休農地と判断された農地の所有者に対し、今後どのように利用していく方針かについての調査を実施中です。この調査に対し6ヶ月以上未回答の方等について、農地中間管理機構と農地の貸借について協議すべきことを勧告する場合があります。その場合、勧告を受けた年の翌年から遊休農地の固定資産税の評価額が通常農地の評価額の約1.8倍となる場合がありますので、ご注意ください。

### ◇従来からの変更点に基づく注意事項

- ・本調査について、以前は一度意向を確認した遊休農地については再度同様の通知をしないという運用をしていた時期がありましたが、令和3年4月1日農林水産省通知に基づき、町内の全ての遊休農地に対し毎年実施することとなりました。
- ・本通知に対し何らかの回答を行い今後の意向について提示した場合、直近年度においては上記の固定資産税の評価額に関する対応はありませんが、遊休化が解消されない場合、翌年度以降も同様の利用意向調査に関する通知が発送される場合がありますのでご了承下さい。

### ◆◆相続等により農地を取得した場合には届出を◆◆

農地を相続等で取得した場合、相続があったことを知った日から10ヶ月以内にその農地のある市町村農業委員会への届出下さい。これは、相続等による農地の権利取得を農業委員会が把握し、農地の有効利用に努めるためのものです。届出の様式は農業委員会窓口のほか、酒々井町ホームページでもダウンロードできます。



### 『全国農業新聞』ご購読のおすすめ

農政・時事・経営問題をはじめ、暮らしに役立つ情報をわかりやすくまとめてお届けします。

(発行日：毎週金曜日・購読料：700円／月)

※お申し込みは農業委員会事務局まで

☎ 043（496）1171 内線351



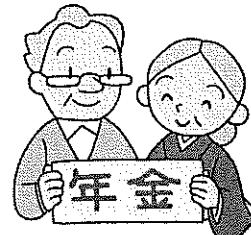
# 農業者年金で安心で豊かな老後を！

★保険料は月額2万円～6万7千円まで千円単位で自由に設定できます。

## 《 農業者年金の特徴 》

① 農業従事者で、次の三つの条件を満たす方なら、どなたでも加入できます。

- 国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- 年齢は20歳以上60歳未満
- 農業に年間60日以上従事



② 80歳保証付終身年金です。

- ・年金は、終身受給できます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも受け取れるはずであった農業者老齢年金が、ご遺族に死亡一時金として支給されます。

③ 税制面で大きな優遇措置があります。

- ・支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、納税額が少なくなるほか、将来受け取る年金額にも公的年金控除が適用されます。

④ 積立方式（確定拠出型）で長期的に安定した運営がされます。

- ・加入者自らが積み立てた保険料とその運用益で将来受け取る年金額が決まる「確定拠出型の積立方式」の年金です。
- ・少子・高齢化による加入者数の変化や財政事情に左右されません。

⑤ 政策支援対象者など保険料の一部を国が補助します。

- ・認定農業者で青色申告者等一定の要件を備えた農業者に対し、要件に応じて月額保険料2万円のうち国から以下の範囲内で保険料補助が受けられます。

区分	補助対象者	特例保険料額 (補助額)	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者		
2	認定就農者で青色申告者	10,000 円 (10,000 円)	14,000 円 (6,000 円)
3	区分1又は区分2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画しているその配偶者や直系卑属の後継者		
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	14,000 円 (6,000 円)	16,000 円 (4,000 円)
5	35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に認定農業者で青色申告者となることを約束した者		—

<問合せ先> 農業委員会事務局 電話496-1171(内351)  
独立行政法人 農業者年金基金 電話03(3502)3199

# 認定農業者・認定新規就農者制度

**認定農業者** 意欲ある経営体を地域農業の担い手として支援

## 1. 酒々井町の認定農業者になるには

- ・意欲ある農業者で要件を満たせば、性別や年齢、家族（個人）経営、法人経営による区別等を問わず認定の対象となります。
- ・農業経営の将来を見据え、5年後の目標やその達成に向けた取り組みを「農業経営改善計画認定申請書」として作成します。その計画内容が酒々井町の「基本構想」に定める基準と合致するかを審査し、承認されることで酒々井町の認定農業者となります。

## 2. 認定農業者への主な支援策

- ①**担い手育成補助金（町単独事業）補助率上乗せ**
- ②経営所得安定対策加入
- ③農業近代化資金の金利優遇
- ④農業者年金の保険料補助（P3参照） 等

**認定新規就農者** 新たに農業を始める方に対して支援

## 1. 酒々井町の認定新規就農者になるには

- ・対象者は、新たに酒々井町で農業経営を営もうとする青年等で、以下の方
- ①**青年（経営開始の年齢が18歳以上45歳未満）**
- ②特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満） 等  
(営農開始後5年以内の者は対象、認定農業者は対象外)
- ・認定希望者は「青年等就農計画」を作成します。その上で提出された計画内容が酒々井町の「基本構想」に定める基準と合致するかを審査し、承認されることで酒々井町の認定新規就農者となります。

## 2. 認定新規就農者への主な支援策

- ①**就農準備資金・経営開始資金（国庫補助）の交付**

※交付前の審査・交付後の営農状況確認とも、以前に比べて審査基準が厳しくなっています。軽い気持ちで交付を受けると、交付金返還の可能性が生じます。長期にわたり酒々井町で営農する意思のある方のみ申請下さい。  
※交付期間や金額等、毎年制度が変わります。最新の情報に注意下さい。

- ②**担い手育成補助金（町単独事業）補助率上乗せ**

◆認定農業者・認定新規就農者の要件・申請・補助事業等に関する問合せ◆  
酒々井町 経済環境課 農政振興班 TEL043-496-1171 内線341

## 大切な農作物を獣害から守るために

●昨今、酒々井町内の上岩橋、下岩橋、柏木、伊篠等にイノシシが出没し、農作物の食害だけでなく、田畠の掘り起こし等の被害も発生しています。また、アライグマ・ハクビシン等小型獣についても酒々井町内全域で出没し、農作物の食害の被害が出ています。皆で鳥獣被害に対する理解を深め、対策に取り組みましょう。

○酒々井町では、有害鳥獣対策として以下の事業を行っています

①電気柵設置補助事業（町単独事業）

- ・資材費のみ補助対象です。設置工事費等は含みません。
- ・予算の範囲内での実施となります。補助要件等詳細は以下までお問合せください。

②イノシシ捕獲用箱わな・くくりわなの設置

- ・町及び獣友会で現地を確認した上で設置の可否を判断しますので、設置希望の場合は以下までお問合せください。

③小型鳥獣（アライグマ・ハクビシン）捕獲用箱わなの貸出

- ・酒々井町内の農地で農業を営む方に対して、アライグマ・ハクビシン捕獲用の箱わなを貸し出しています。設置希望の場合は以下までお問い合わせください。貸出期間：原則2週間

◆お問い合わせ先◆

酒々井町 経済環境課 農政振興班 TEL043-496-1171 内線 341

### 酒々井町及び獣友会による有害鳥獣駆除実績

年度	イノシシ	アライグマ	タヌキ	ハクビシン	カラス	ドバト	スズメ
令和3年度	0	2	5	5	30	49	31
令和4年度 (12月末時点実績)	4	8	6	5	25	27	50

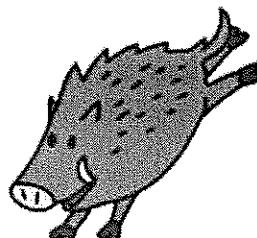
主な捕獲地区 イノシシ : 柏木・下岩橋

(令和4年度) アライグマ : 馬橋・墨・柏木・伊篠

タヌキ : 本佐倉・柏木・伊篠・印旛沼新田

ハクビシン : 中川・伊篠

鳥類 : 伊篠・伊篠新田・印旛沼新田



## 令和5年度標準農業労賃額

農作業別標準農業労働賃金と機械による標準農作業料金を農業委員会で決定しました。  
詳しいことは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

電話 (496) 1171 内線351

作業品目	契約の別	標準賃金	備考
水田作業一般	手作業	1日 9,900円	実労働時間は8時間
畠作業一般	手作業	1日 9,000円	実労働時間は8時間
水田耕起	トラクター	10a当たり 6,500円	
水田代かき	トラクター	10a当たり 6,700円	
植付(田植機)	10a当たり	8,300円	苗費は含まず
刈取脱穀のみ(コンバイン)	10a当たり	18,300円	乾燥場までの搬運 搬費は含まず
乾燥調整	1俵当たり	3,000円	
育苗	1箱当たり	770円	
畦塗り(トラクター)	1m当たり	38円	

◎賃借料情報をまとめましたので、今後の賃貸借時の参考にしてください。  
なお、利用権等での契約は、貸し手と借り手、双方での協議となります。

### 賃借料(10アール当たり)

農地の区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田の部	11,680円	19,704円	4,669円	22	町内全域
畠の部	19,069円	30,000円	2,793円	14	町内全域

酒々井町農業委員会